

平成 30 年度

「1 組合員に対する貸付金の最高限度」 補助事業を考慮し、6,500 万円限度に

第 5 回理事会におきまして、当組合の定款第 52 条第 1 項第 9 号に定める「1 組合員に対する貸付金の最高限度」を、①証書貸付金(酪農経営ふんばり資金貸付金、酪農経営再建資金を含む)の残額、②購買貸越枠の実行残額、③販売仮渡金(緊急運転応援資金(乳代前渡金)を含む)の残額、④乳用

牛の貸付残額、⑤リース物件の貸付残額、⑥購買未収金の残高、⑦販売未収金の残高、⑧利用未収金(ヘルパー・牛群検定)の残高、⑨ 3M 事業未収金の残額、⑩補助事業を処理する立替金(貸付金相当額)を合算した総額を 6,500 万円以内と決定しました。

【参考】 1)各項目の貸付限度

(1) 証書貸付金の上限：5 百万円	(5) 購買貸越枠の上限：購買資金貸越取扱要領第 7 条に定める
(2) 酪農経営ふんばり資金の上限：1 千万円	(6) 購買未収金・販売未収金・利用未収金、リース事業、3M 事業未収金、補助事業を処理する立替金(貸付金相当額)以上、1～6 の合計額が最高限度の 6,500 万円を超えることができないものとする。
(3) 販売仮渡金の上限：貸付金業務取扱要領第 4 条に定める額	
(4) 貸付家畜の限度頭数： 乳用成雌牛貸付事業実施規程等の定める乳牛頭数にかかる額	

2)購買資金貸越取扱要領 第 7 条の規程抜粋

第 7 条 購買資金貸越の限度額は次のとおり
1. 乳用牛(育成牛)1 頭当たり 8 万円
2. " (搾乳牛) " 7 万円
3. " (肥育牛) " 5.5 万円

3)貸付金業務取扱要領 第 4 条の規程抜粋

(販売仮渡金の限度)
第 4 条 販売仮渡金の限度額は、当月出荷分生乳代金として支払われることが予想される金額の 50% 以内であり、かつ 100 万円を上回らない額とする。但し、直近遡ること 3 カ月間の乳代精算結果において、差引支払金額が連続して無いと認められる場合においては、直ちに経営支援課は経営実態(分析)の把握に努め、経営実態分析結果、販売仮渡金の妥当性に関する意見書を添えて組合長の判断決裁を求めるものとする。この場合において、販売仮渡金の限度額を超えて実行することは出来ない。

平成 30 年度未収金、
預り金に対する利率「前年度同率」

平成 30 年度の未収金、預り金に対する利率を以下のとおり決定しました。

1. 業務執行規程第 8 条第 2 項に定める購買代金の未収金に対する利率

購買未収金の利率：年率 5% (前年度同率)

2. 組合員等から預かる「一時預り金」等に対する利率

【預り金の種類と利率】

対象となる預り金	利率
①組合強化積立預り金	①から④までの預り金に対する利率を年率 0.02% とする。これ以外の預り金に対する利率は付与しない。
②組合員積立預り金	
③一般預り金(その他)	
④証書貸付担保預り金	

3. 適用時期:平成 30 年 7 月 10 日

平成 30 年度各種貸付金実行利率決定
「前年度同率」

定款第 52 条第 1 項第 10 号並びに貸付金貸出金規程第 8 条に基づき、貸付金利率の最高限度、各種貸付金の実行利率を決定しました。

- 1) 貸付金利率の最高限度:年率 5.0% (前年度同率)
- 2) 貸付金の種類別の実行利率

種類	実行利率
①証書貸付金	年率 4.5% (前年度同率) ※但し、組合強化積立預り金を担保に証書貸付を行う場合にあつては、担保額は年率 3%、担保額を上回る部分の証書貸付は 4.5% とする。
②購買貸越金	年率 3.5% (前年度同率)
③貸付牛 (購買導入 6 カ月後一括、6 カ月分割償還含む)	年率 1.2% (前年度同率)
④販売仮渡金	年率 3.0% (前年度同率)
⑤酪農後継者就学資金貸付金	年率 3.0% (前年度同率)
⑥職員貸付金	年率 3.0% (前年度同率)

3)適用時期:平成 30 年 7 月 10 日から適用

- 平成 30 年度第 2 四半期(7 月～9 月)の配合飼料価格等動向
- 広酪製造飼料 30 銭/kg・配合飼料 1.50 円強/kg 値上げ
- 哺乳脱脂粉乳は据え置き

○広酪製造飼料価格(第 1 四半期との比較)

品目名	前期比較
広酪 TMR20WCS	0.3 円/kg 値上げ

■価格改定時期:平成 30 年 7 月 1 日

○系統組織の配合飼料価格(第 1 四半期との比較)

系統組織	配合飼料価格	哺乳脱脂粉乳価格
全国酪農業協同組合連合会	1.50 円/kg 値上げ	据え置き
西日本くみあい飼料(株)	1.55 円/kg 値上げ	据え置き

■価格改定時期:平成 30 年 7 月 1 日～

ミルク
パー
ラー

廃棄生乳事故の未然防止にご注意下さい!! “要指示医薬品”の薬剤投与は休薬期間遵守を



(北海道酪農検定検査協会)

生乳需給がひっ迫する状況にある中で生乳 16t を廃棄する事故が 7 月に発生しました。この案件は、三次CS の受入前検査では問題無く受乳した後、生乳出荷者から「フォーベット 50 を投薬した乳牛を搾乳し出荷してしまった」との連絡を受け、廃棄しました。

「フォーベット 50」は、フルニキシメグルミンを主剤とする注射用非ステロイド系解熱・消炎・鎮痛剤で、抗生物質簡易検査及びペーパーディスクによる公定法に反応しないため、三次CS の受入前検査を通過し、ストレージタンク 10t、2 基に振り分けていたことから 16t の生乳を廃棄する結果となりました。その損害額は約 200 万円。

こうした生乳廃棄事故は、生乳出荷当事者のみの損害だけに止まらず、ローリー単位、または乳業社ストレージタンクの損害賠償、生乳供給が出来ないことによる量販店での欠品、賠償請求にまで及び、原因者の損害補償額は膨大なものとなります。

「フォーベット 50」のように類似の休薬期間のある抗生物質治療牛や動物性医薬品は約 100 を数えると云われます。

休薬期間(時間)が示される薬を乳用牛に注射等した場合は、獣医師による指示書を遵守し、投薬した治療牛の搾乳に関しては、バケットミルカーを用いる等して、別搾乳のうえ全量廃棄の徹底をお願いします。

また、抗生物質治療牛の誤搾乳防止のため、抗生物質投薬剤の使用記録をポジティブチェックリストに記録し、治療牛の確認をよろしくをお願いします。

(「動物用医薬品等の投与記録」は青色)

3年間保存 動物用医薬品等の投与記録 (年)

記録月日 (初回治療)	治療牛コード/号 (投与群)	マーキング 等の実施	出荷できない 期間 初回検査日	最終治療 月日	残留確認検査 (陰性検査日) サンプルNo.	出荷日	診療記録・ 指示書の有無 指示書No.
病名	使用薬剤	治療方法		治療分房		備考	
月 日 午前/午後	No.	有・無	生乳 時間 肉 日間 月 日	月 日 午前/午後 時	月 日 No.	月 日	有・無 No.
		静注、経口、筋注、注入 挿入、ほか()		左前・右前 左後・右後			
月 日 午前/午後	No.	有・無	生乳 時間 肉 日間 月 日	月 日 午前/午後 時	月 日 No.	月 日	有・無 No.
		静注、経口、筋注、注入 挿入、ほか()		左前・右前 左後・右後			
月 日 午前/午後	No.	有・無	生乳 時間 肉 日間 月 日	月 日 午前/午後 時	月 日 No.	月 日	有・無 No.
		静注、経口、筋注、注入 挿入、ほか()		左前・右前 左後・右後			
月 日 午前/午後	No.	有・無	生乳 時間 肉 日間 月 日	月 日 午前/午後 時	月 日 No.	月 日	有・無 No.
		静注、経口、筋注、注入 挿入、ほか()		左前・右前 左後・右後			
月 日 午前/午後	No.	有・無	生乳 時間 肉 日間 月 日	月 日 午前/午後 時	月 日 No.	月 日	有・無 No.
		静注、経口、筋注、注入 挿入、ほか()		左前・右前 左後・右後			
月 日 午前/午後	No.	有・無	生乳 時間 肉 日間 月 日	月 日 午前/午後 時	月 日 No.	月 日	有・無 No.
		静注、経口、筋注、注入 挿入、ほか()		左前・右前 左後・右後			

※上段(赤色)は、動物用医薬品等を投与した牛全頭について記入。

※獣医師からの診療記録・指示書等がある場合は別途保管し、下段については重複して記入する必要はありません。

H24.2改修